



令和4年度税制改正要望の注目ポイント

Biz Bloom経営会計事務所
代表 税理士 室田昌克

令和4年度税制改正の主要望項目

令和4年度税制改正要望は、目玉となる改正要望は見られず、過去の制度の延長や拡充が中心となっている。ただし、このような年度には「要望のない項目」として、制度の是正や節税スキームの制限が行われやすいため、今後の動向に注意が必要である。

法人税	交際費課税の特例措置の延長	経産省・厚労省
	少額減価償却資産の損金算入特例の延長等	経産省・厚労省他
	オープンイノベーション促進税制の延長	経産省
源泉所得税	完全子法人株式等の配当に係る源泉徴収の不適用	経産省・金融庁
資産税	上場株式等の相続税に係る見直し	金融庁
	法人版・個人版事業承継税制の見直し	経産省
	基金拠出型医療法人における負担軽減措置の創設	厚労省
印紙税	コロナ関連融資の印紙税非課税措置の延長	経産省・金融庁他



例年どおりなら、各省庁・業界団体と財務省・総務省が詳細をつめ、政府の税制調査会の議論や与党の税制調査会で協議され、12月中旬に与党の「令和4年度税制改正大綱」が公表される予定

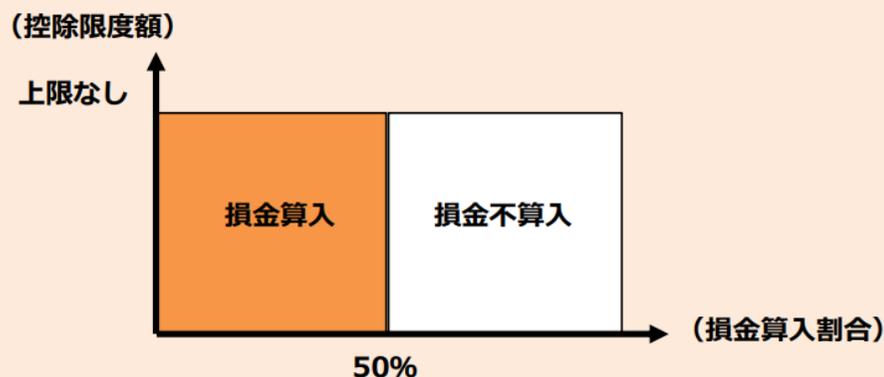
交際費課税の特例措置の延長

要望内容

次の交際費課税の特例措置の**2年延長**が要望された。

- ① 飲食費の50%を損金算入できる特例措置(中小企業、資本金の額等が100億円以下の大企業)
- ② 交際費(飲食費や贈答品の費用等)を800万円までは全額損金算入できる特例措置(中小企業のみ)

① 飲食費(社内接待費を除く)の50%を損金算入できる特例措置
〔中小企業・大企業(資本金の額等が100億円以下)〕



② 交際費を800万円までは全額損金算入できる特例措置
〔中小企業のみ〕



【出典】厚生労働省「令和4年度税制改正要望」

少額減価償却資産の損金算入特例の延長等 Biz Bloom 経営会計事務所

要望内容

- ① 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、**2年延長**が要望された。
- ② また、中小企業の負担軽減や、デジタル化等による事業効率・事務処理能力の向上を通じて、生産性向上を図るため、中小企業を取り巻く環境変化や対応状況等の実態を踏まえて**必要な措置**を講ずるよう要望された(要望では詳細不明)。

<少額減価償却資産の損金算入特例の概要>

対象企業	取得価額	償却方法
従業員数500人以下の 中小企業者等	30万円未満	全額損金算入 (年300万円まで/即時償却)
全ての企業	20万円未満	3年間で均等償却 (一括償却資産/残存価額なし)
	10万円未満	全額損金算入 (即時償却)

オープンイノベーション促進税制の延長

要望内容

新しい技術・ノウハウ等を持つイノベーションの担い手であるベンチャー企業と協働し、オープンイノベーションの取組みを重点的に進めていく観点から、事業会社による一定のベンチャー企業への出資に対し、その出資額の25%相当の損金算入が認められ、令和2年4月以降、100件超の投資案件が成立している。

この制度について適用期限の**2年延長**と、オープンイノベーションのさらなる促進の観点から**必要な拡充**が要望された。

<制度の概要>

【事業会社の要件】

- ・国内の事業会社
- ・青色申告法人
- ・ベンチャー企業に直接または投資事業有限責任組合を通じて出資

事業会社

【出資の要件】

- ・1億円(中小事業者は1,000万円)以上の出資(適用上限あり)
- ・経済産業大臣の証明が必要

出資

出資額×25%
を損金算入

【ベンチャー企業の要件】

- ・設立後10年未満
- ・産業競争力強化法の新事業開拓事業者のうち特定事業活動に資する事業を行うもの

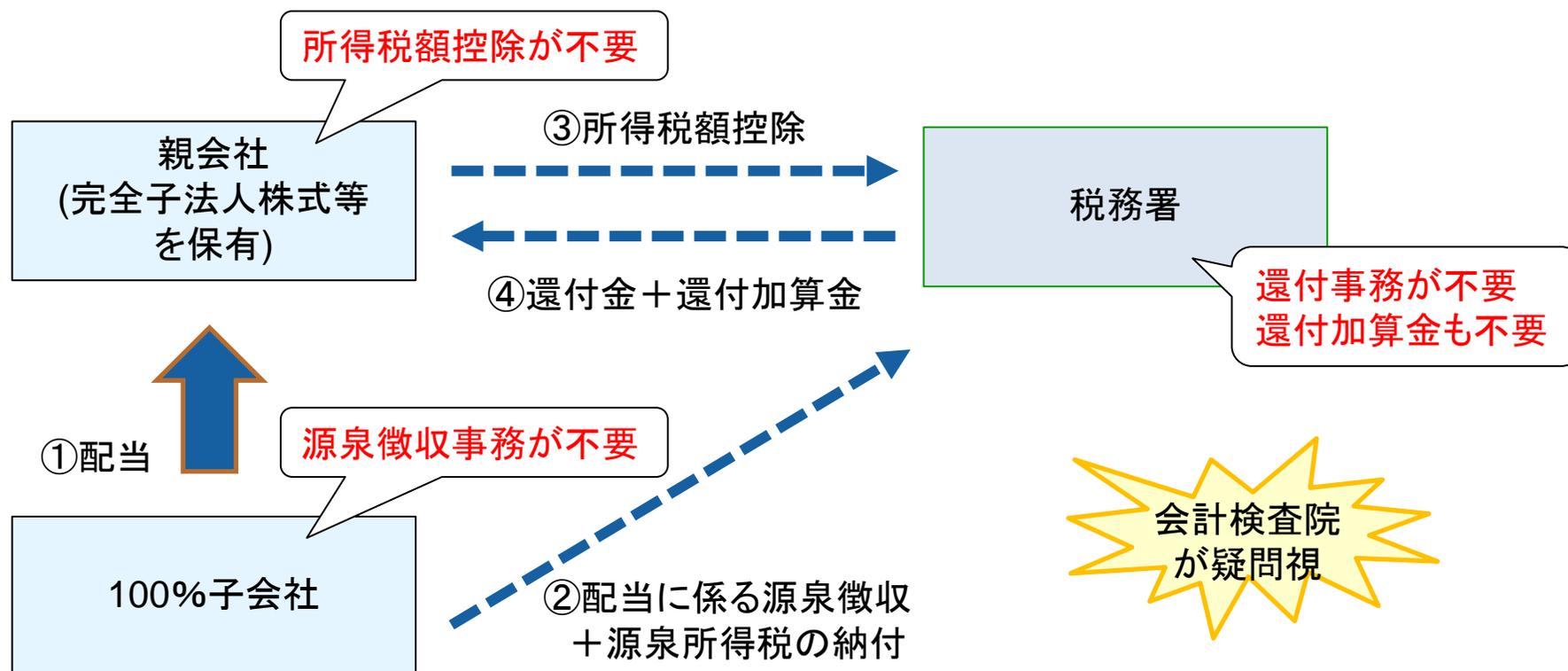
ベンチャー企業

- ベンチャー企業の株式を取得から5年経過前に譲渡した場合等には益金算入

完全子法人株式等の配当に係る源泉徴収の不適用 Biz Bloom 経営会計事務所

要望内容

完全子法人株式等と関連法人株式等の配当に係る源泉徴収を、不適用とすることが要望された。会計検査院「令和元年度決算検査報告」では、(1) 納税者と税務署における事務処理の発生、(2) 源泉徴収がなければ発生しなかった還付加算金(検査では888社に約3億6,563万円を支払い)が疑問視されていた。



会計検査院の指摘と税制改正

会計検査院の指摘を受けて、後日、税制改正で手当てされているケースがある。各省庁から要望がない場合であっても、注意が必要である。

(例) 海外中古不動産の減価償却費(簡便法で計算)を活用した節税スキームの制限(令和2年度税制改正)
国外扶養親族の過度な扶養控除の制限(令和2年度税制改正)

住宅ローン控除の控除率

控除率(1%)を下回る金利で借り入れている者の割合が約8割という状況(逆ざや)を疑問視

⇒令和3年度税制改正大綱に方針が明記

「住宅ローン年末残高の1%を控除する仕組みについて、1%を上限に支払利息額を考慮して控除額を設定するなど、控除額や控除率のあり方を令和4年度税制改正において見直すものとする。」

⇒令和4年度税制改正に注目



消費税の免税事業者制度

開廃業手続による事業の引継ぎで事業を開始した新経営者が、事業開始年とその翌年の2年間に免税事業者となっている現状を疑問視

	X1年	X2年	X3年	X4年
旧経営者	1億円 ⇒課税	1億円 ⇒課税	5,000万円 ⇒課税	(なし)
新経営者	(なし)	(なし)	5,000万円 ⇒免税	1億円 ⇒免税

⇒X3年(事業開始年)とX4年は基準期間における課税売上高がないため免税事業者

⇒今後、見直される可能性があるため注意



上場株式等の相続税に係る見直し

要望内容

- ① 上場株式等は原則、相続時点の時価で評価されるが、**相続後から納付期限までの間の価格変動リスクが大きい**ため、**相続税の評価方法の見直し**が要望された。
- ② また、上場株式等による物納は、「**延納によっても金銭で納付することが困難な金額の範囲内**」等の要件があり、**一部の利用に限られている**ため、**要件の見直し**が要望された。

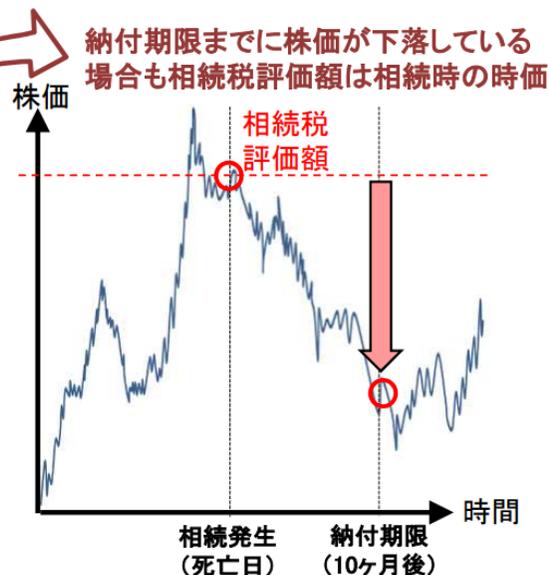
※いずれも見直しが要望されているが、具体的な評価方法・要件までは要望では触れられていない。

他の資産の評価方法との比較

 上場株式	時価 (取引所終値) (毎日算定)	時価(※1) の 100%
 土地	路線価 (1月1日)	公示地価(時価) の 80%程度 (※2)
 建物	固定資産税 評価額 (3年毎に算定)	建築費(取得費) の 50~70% (※2)

(※1) 死亡日の株価(又は当月・前月・前々月の平均株価)

(※2) 土地や建物については、実際の取引価格にばらつきがあることや路線価等の算出頻度が少ないこと等を踏まえ、実際の取引価格より割り引いた額で評価されている。



物納に充てることのできる財産の種類と順位

第1順位	①不動産、船舶、国債証券、地方債証券、 上場株式等
第2順位	②不動産及び上場株式のうち物納劣後財産に該当するもの ③非上場株式等
第3順位	④非上場株式のうち物納劣後財産に該当するもの ⑤動産

(注)ただし、**延納によっても金銭で納付することが困難な金額の範囲内**で物納可能との要件がある。

【出典】金融庁「令和4年度税制改正要望項目」

法人版・個人版事業承継税制の見直し

要望内容

コロナ禍等、中小企業の事業承継を取り巻く経済環境が大きく変化する中、**承継時期を後ろ倒しにする傾向**があり、事業承継税制の**特例承継計画の申請ペースも鈍化**している。円滑な事業承継の実施のため、法人版・個人版事業承継税制について**必要な措置を検討**するよう要望された（※要望では詳細は不明）。

法人版 創設

法人版 抜本拡充

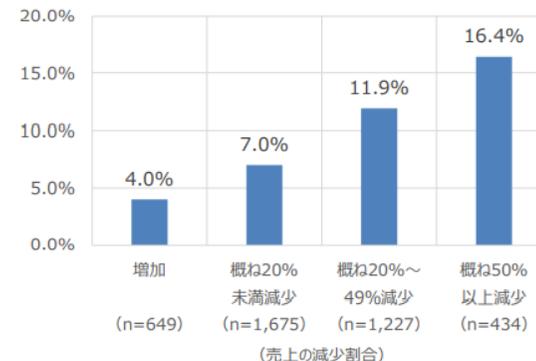
個人版 創設

	平成21年度	平成25年度 改正	平成30年度 改正	平成31年度 改正
対象事業者	法人のみ	→		個人事業主も対象に
猶予割合	贈与税 100% 相続税 80%	→		贈与税 100% 相続税 100%
対象株式	総株式数の 最大2/3まで	→		※多様な事業用資産
雇用確保	承継後5年間 毎年8割の 雇用を維持	承継後5年間 平均で8割の 雇用を維持	未達成でも 猶予継続可能	—

新型コロナの影響による売上増減率と 事業承継時期の変更（後ろ倒し）

コロナの影響で売上が減少した事業者ほど
事業承継を後ろ倒しにする傾向

（承継時期を後ろ
倒しにする割合）



【資料】日本商工会議所「事業承継と事業再編・統合の実態に関するアンケート」（2021年3月）

【出典】経済産業省「令和4年度税制改正要望」

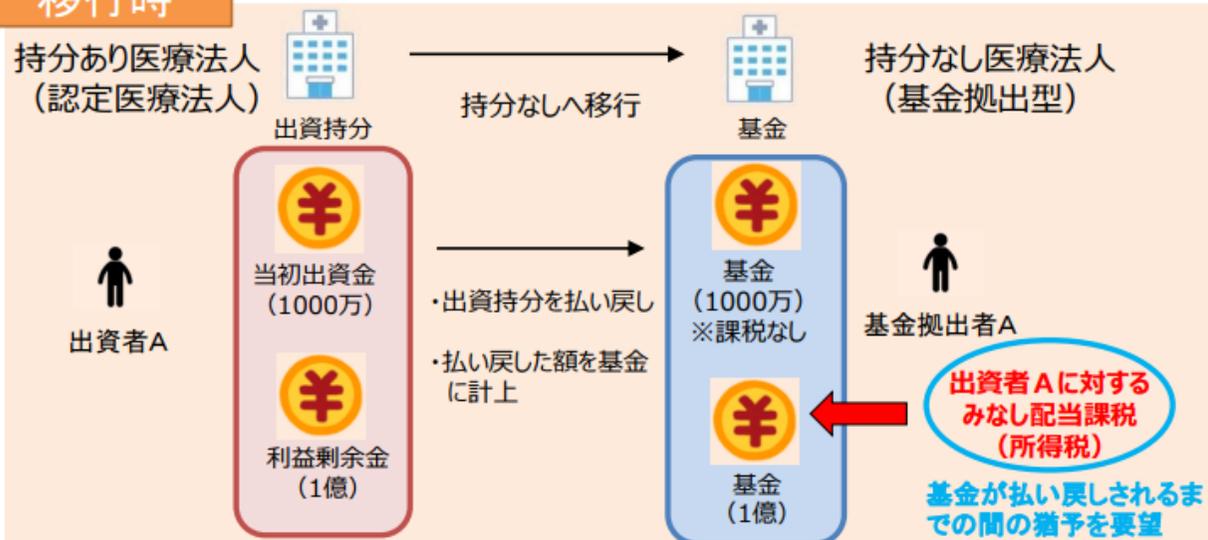
基金拠出型医療法人における負担軽減措置の創設 Biz Bloom 経営会計事務所

要望内容

基金拠出型医療法人への移行を促進するため、次の措置が要望された。

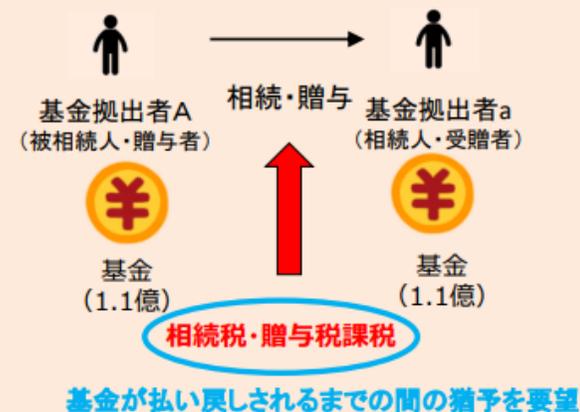
- ① 持分の払戻しが経営に与えるリスクの高い医療法人について、持分あり医療法人が基金拠出型医療法人へ移行した場合の出資者に対する**みなし配当課税を猶予**
- ② 基金拠出型医療法人への移行後、**相続・贈与発生時の基金に係る相続税・贈与税を猶予**

移行時



移行後

<相続・贈与が発生した場合>



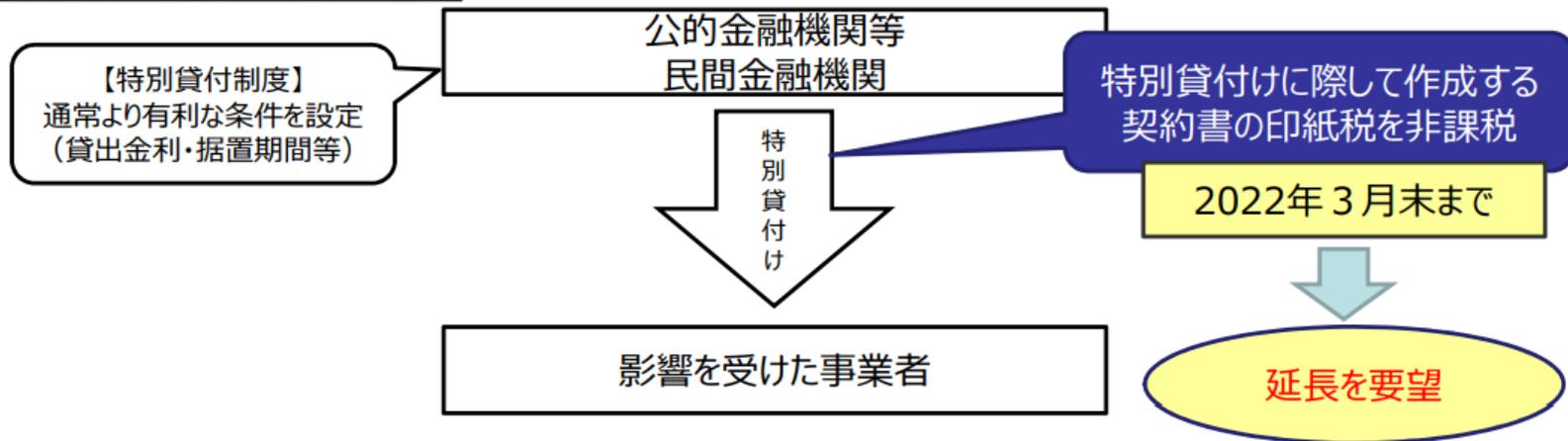
【出典】厚生労働省「令和4年度税制改正要望」

コロナ関連融資の印紙税非課税措置の延長

要望内容

新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けにおける消費貸借契約は、令和4年3月末まで印紙税が非課税となっているが、現状を踏まえ、引き続き、影響を受けた事業者を支援する目的でさらなる延長が要望された。

【印紙税の非課税制度の概要】



【出典】金融庁「令和4年度税制改正要望」

法人税

- 地方拠点強化税制の2年延長・拡充
- 5G投資促進税制の2年延長・要件見直し
- 海外投資等損失準備金の2年延長
- スピンオフ(事業切り出し)の実施の円滑化のための税制措置の拡充
- 生産設備を含む事業用施設の耐震化の設備投資等を促進する国土強靱化税制(仮称)の創設

所得税

- デリバティブ取引に係る損益通算範囲の拡大(金融所得課税の一体化)
- 生命保険料控除制度の拡充(最高限度額を5万円、合計適用限度額を15万円に)
- 「緊急小口資金等の特例貸付」における償還免除額(債務免除益)への非課税措置の創設
- 「ひとり親家庭住宅支援資金貸付金」における返済免除額(債務免除益)等への非課税措置の創設
- NISA口座開設時におけるマイナンバーカードの活用(投資者が自身のNISA口座の有無等を確認可能に)
- 信託における特定口座利用の明確化(認知症等における投資者保護)

資産税

- 死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ(現行の限度額に「配偶者及び未成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算)
- 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る登録免許税の軽減措置の2年延長
- 産業競争力強化法に基づく事業再編に係る登録免許税の軽減措置の2年延長・見直し
- 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の2年延長(固定資産税)

土地・住宅税制

- 土地に係る固定資産税における所要の措置(社会経済情勢・地価動向等を踏まえて必要な検討を行う)
- 新築住宅に係る税額の減額措置の2年延長(固定資産税)
- 認定長期優良住宅に係る特例措置の2年延長(不動産取得税、固定資産税)
- 住宅ローン減税等の住宅取得促進策に係る所要の措置
- 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除の見直し
- 特定居住用財産の買換え・交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例措置の2年延長
- 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算・繰越控除制度の2年延長
- 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算・繰越控除制度の2年延長
- 既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ等のリフォームに係る特例措置の拡充・2年延長
- 住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る特例措置の2年延長(登録免許税)
- 買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置の2年延長(登録免許税)
- 認定長期優良住宅・認定低炭素住宅の所有権の保存登記等に係る軽減措置の2年延長(登録免許税)
- 相続登記の促進のための登録免許税の特例措置の拡充・3年延長
- 所有者不明土地・建物の解消に向けた不動産登記法の改正を踏まえた登録免許税の特例の新設
- 工事請負契約書・不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例措置の2年延長

その他

- 中小企業に対するセーフティネット制度の適正化
- 申告・納税手続に関する制度・運用に係る所要の整備
- ガス供給業・電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更
- 経済のデジタル化等に対応した新たな国際課税制度への対応

事務所紹介

Biz Bloom経営会計事務所のBiz Bloomは、Biz＝「Business(事業)」とBloom＝「(花が)開く」という意味を持っており、お客様の事業が開花するように発展することを財務面から支援したいという想いを込めて名付けました。

代表の室田 昌克(むろた まさかつ)が直接お客様をご担当させていただきます。

事務所情報

事務所名	Biz Bloom経営会計事務所
代表	室田 昌克
所在地	〒534-0027 大阪府大阪市都島区中野町2丁目1-16 寺地ビル3階
TEL/FAX	06-4397-4410
メール	masakatsu.murota@bizbloom-tax.com
ホームページ	https://bizbloom-tax.com

〔事務所ホームページ〕



〔プライベートブログ〕



代表紹介



〔経歴〕

1976年5月6日 大阪市都島区生まれ
 1992年3月 大阪市立桜宮中学校卒業
 1995年3月 私立清風高等学校卒業
 1999年3月 京都大学経済学部卒業
 1999年4月 パナソニック株式会社入社
 以降、上場企業複数社の財務経理部門にて
 国内外税務のみならず、資金調達やM&Aの業務を経験し、
 税理士法人、税理士事務所を経て現在に至る。

〔趣味〕

- 格闘技
(総合格闘技、ブラジリアン柔術青帯)
- 海外旅行
(ヨーロッパ5か国8都市、アジア3か国10都市、
北米2か国16都市、カリブ海2か国2都市)
- 手相占い